

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

January 2025



The better the question. The better the answer. The better the world works.

EY 安永

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- January 2025 -

企業に対するミニマムタックス税制 ～台湾における現行実務と最新動向について～

▶ はじめに

ミニマムタックス制度とは、租税の減免規定の適用や他の要因によって納付する税金が少なくなる、または納税の必要がなくなった会社、または高所得の個人について、一定の基本所得税額を納付させることを可能とする制度です。ミニマムタックス制度は、納税負担能力を有する者が、国家の財政に対する基本的貢献をすることで租税の公平性を維持し、国家の税収を確保することを目的としています。

今月のJBS NEWSLETTERでは、台湾で事業を行う企業に係るミニマムタックス税制に関する法令規定、営利事業者に対するミニマムタックス税制の基本原則、申告時に見受けられる誤りについて解説します。また、昨今、国際的にはグローバル・ミニマム課税が推進されていますが、これに対する台湾当局の直近の対応状況や企業の将来の事業運営に与える影響についても説明します。

台湾におけるミニマムタックス税制の基本論点の整理、及び今後の動向把握の参考となれば幸いです。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ ミニマムタックス税制の基本的な定義と課税原則
- ▶ ミニマムタックス税制の申告時に見受けられる誤り
- ▶ 国際的に推進されるグローバル・ミニマム課税と台湾の動向

本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

企業に対するミニマムタックス税制 ～台湾における現行実務と最新動向について～



ミニマムタックス税制の基本的な定義

実施対象：ミニマムタックスの納税対象者

- ▶ 台湾では、「所得基本税額条例」を制定し、ミニマムタックス税制が実施されています。この条例は、2005年12月28日に成立し、2006年1月1日から施行されています。
- ▶ ミニマムタックス税制の実施対象には、「営利事業者」のほか、居住者の定義に合致する「個人」も含まれますが、租税優遇を適用していない、または納付した一般所得税額が基本税額を上回っている者については課税対象に含まれていません。

所得基本税額：営利事業者に係るミニマムタックスの課税基礎の計算方法

- ▶ 納税義務者が納付すべきミニマムタックスの計算基礎

【基本税額 = (基本所得額 - 控除額) × 税率】

- ▶ 営利事業者の上記計算基礎における「基本所得額」は、所得税法の規定により計算された課税所得額に、下記各号の所得を加算した合計額となります。
 - 1) 証券、先物取引所得。
 - 2) 国際金融業務支店の所得。ただし、所得税法第73の1条に基づき、その与信収入の総額を規定の源泉徴収税率に従って納税申告している所得額は含まれない。
 - 3) 国際証券業務支店における国際証券業務の経営による所得。ただし、台湾境内の個人、法人、政府機関や金融機関に対して国際金融業務条例第22の4条第1項各号の業務を実施している場合の所得額は含まれない。
 - 4) 国際保険業務支店における国際保険業務の経営による所得。ただし、その資金を台湾境内に運用することで生じた所得額は含まれない。
 - 5) 新興の重要な戦略的産業、製造業及び関連する技術サービス業、重要な投資事業及び科学技術事業、事業運営本部、交通建設及び公共建設に参加して奨励を受ける民間機構に適用される免税所得。
 - 6) 科学工業の特定年数の免税所得、企業合併にあたって租税優遇措置等を承継して適用された免税所得。
 - 7) 知的財産権に対する研究開発支出に係る倍額控除金額。
 - 8) 24歳以下における台湾籍従業員の雇用の増加、または台湾籍における一般従業員の平均給与支給水準の引き上げに伴う給与費用に係る割増控除金額。
 - 9) プロスポーツまたはアマチュアスポーツ及び重要なスポーツの催事主催者に対する寄付金額に係る割増控除金額。

企業に対するミニマムタックス税制 ～台湾における現行実務と最新動向について～



基本税額の課税原則

一般所得税額と基本税額の比較

- 所得基本税額条例第4条の規定に基づき、営利事業者または個人が本条例の規定により計算した一般所得税額が基本税額以上となる場合、または同額である場合には、当該営利事業者または個人の当年度の納付すべき所得税は、所得税法及びその他の関連法律の規定により認定されます。他方、一般所得税額が基本税額を下回った場合には、その納付すべき所得税は、所得税法及びその他の関連法律により計算して認定の上、さらに基本税額と一般所得税額の差額が認定されます。



ミニマムタックスの計算例

- 以下の2つのケースの納付すべき税額をそれぞれ計算します。

(単位:NTD千元)

		ケースA	ケースB
課税所得額 (A)		2,000	2,000
免税所得 (B)	証券、先物取引所得	1,500	500
	国際金融業務支店の所得	1,200	500
	知的財産権に係る研究開発支出の倍額控除金額	0	0
	台湾籍従業員の雇用の増加に伴う給与費用に係る割増控除金額	0	0
基本所得額 (C)=(A)+(B)		4,700	3,000
控除額 (D)		600	600
基本税額=(C)-(D)*12%		492	288
一般所得税額=(A)*20%		400	400
追加納付すべき差額		92	0

ケースA



基本税額>一般所得税額：差額の NTD92千元を追加納付する必要があります。

ケースB

基本税額<一般所得税額：一般所得税額にて所得税を納付します。

企業に対するミニマムタックス税制 ～台湾における現行実務と最新動向について～



ミニマムタックス税制の申告時に見受けられる誤り

営利事業者が、発生した証券(先物)取引損失を、その後の所得年度において先に控除しなかった。

- ▶ ミニマムタックス税制施行後に発生し、かつ徴税機関により確定された証券(先物)取引損失は、発生年度の翌年度から5年内であれば、証券(先物)取引所得を計算する際に先に控除することができます。控除は、先入先出法にて年ごとに順番に控除する必要があります。当年度に控除を適用する該当所得額がない場合、あるいは、控除後に未控除残高がある場合に、その後の年度に控除を繰り延べることができます。

営利事業者が証券(先物)取引所得を加算する際、長期保有の株式の所得を半額で加算しなかった。

- ▶ 営利事業者が2013年度以降において長期保有(すなわち、満3年以上保有)している株式の取引所得が発生した場合、基本所得額に算入する際の計算方法は以下の通りです。

ステップA: 当年度の証券及び先物取引損益を以下の計算式にて計算する

当年度の長期保有の株式の取引所得-当年度の長期保有の株式の取引損失+その他の証券取引所得または損失

ステップB:

ステップAの計算金額<0となる場合、基本所得額には算入しません。

ステップAの計算金額>0となる場合、先に前5年度の徴税機関より確定された証券及び先物取引損失を控除することができます。

ステップC:

ステップBの計算金額<0となる場合、基本所得額に算入しません。

ステップBの計算金額>0となる場合、当該計算金額は、当年度の長期保有の株式の取引所得から当年度の長期保有の株式の取引損失を差し引いた後の金額の範囲内にて、その半額を算入します。超過する部分は全額で算入しその合計額を基本所得額に算入します。

外国本社が台湾の証券を売却したが、台湾支店は代わりにミニマムタックスを申告しなかった。

- ▶ 外国会社が台湾境内に固定の営業場所や営業代理人(例えば、台湾支店)を有しない場合、所得基本税額条例は適用されないため、ミニマムタックスを納付する必要がありません。
- ▶ 外国会社が台湾境内に固定の営業場所や営業代理人(例えば、台湾支店)を有する場合、所得基本税額条例が適用されます。台湾の証券の売却に関連する証券及び先物取引損益は、固定の営業場所や営業代理人にてミニマムタックスを計算し、納税する必要があります。

企業に対するミニマムタックス税制 ～台湾における現行実務と最新動向について～



グローバル・ミニマム課税(Global Minimum Tax: GMT)への対応

財政部にて「営利事業所得基本税額の徴収率」の改正案の予告

- ▶ 国際経済のグローバル化及びデジタル化の動向の下、多国籍企業グループでは、タックスヘイブン国や地域の関係会社を利用して投資し、または非独立企業間取引を通して税金を回避することがあります。国際的にも高い関心が示され、各国の潜在的な税収の減少を防ぐためにグローバル・ミニマム課税が誕生しました。
- ▶ これは、経済協力開発機構(OECD)/G20が第2の柱「グローバル・ミニマム課税(Global Minimum Tax: GMT)」として推進しており、加盟国の所在する租税管轄エリアにて、多国籍企業グループの実効税率は15%以上となることを要請しています。現在、多くの国(地域)がGMTの方針に同調すると宣言しており、これには日本、韓国、シンガポール、香港及びEUなど、台湾の近隣国及び主要な貿易パートナーが含まれています。国際税制改革が進む中、営利事業者は、実効税率15%以上で納税することが国際的共同認識となっています。多国籍企業は早めに対応準備を行う必要があります。

上記OECD第2の柱の規則及び外部意見を参考に策定された、財政部による「営利事業所得基本税額の徴収率」案の概要

- ▶ 2025年度以降、GMT適用基準(注)に達した多国籍企業グループの台湾境内の営利事業者に適用される代替ミニマムタックス(AMT)徴収税率は15%になります。
(注)GMT適用基準とは、原則として、多国籍企業グループの前4事業年度のうち、いずれか2事業年度の連結財務諸表の年間収益が7.5億ユーロに達した場合を指します。
- ▶ 上記の規定に該当しない営利事業者のAMT徴収税率は現行規定の12%が維持されます。

適用対象の多国籍企業グループ	AMT徴収税率	
	改正前	改正後
年間連結収益>7.5億ユーロ	12%	15%
年間連結収益<7.5億ユーロ	12%	12%



現在予告されているAMT課税改正案によると、「所得基本税額条例」の規定に定められた免税所得(証券、先物取引所得、国際金融・証券・保険業務の所得等)が比較的多い企業に対する影響が大きいことが予想され、金融、保険、証券業及び科学技術業といった産業については比較的影響が大きいものと予想されます。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討

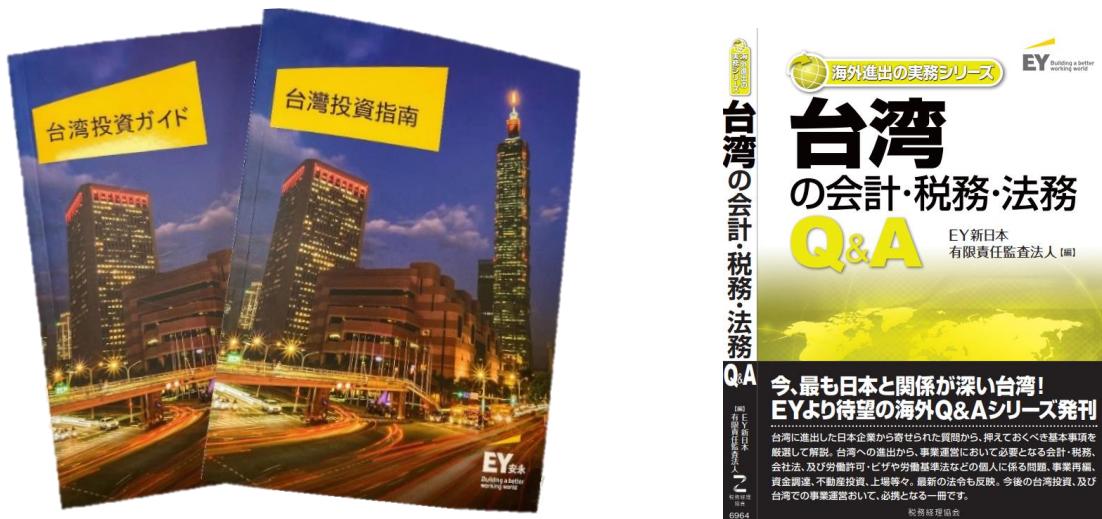
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド(日本語・中文)**」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』(税務経理協会、2024年)といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY台湾JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。

時期	場所	セミナー内容
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2023年12月14日 2023年12月12日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2023年8月2日 2023年7月28日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は、お付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただきか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所 公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876

Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2728 8875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS (Japan Business Services)

橋本 純也 副總經理
02 2728 8867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーカス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革及び事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務及びトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

APAC NO.14008404
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



EY 安永